

【平成29年度各会計予算の専決処分に係る市長報告説明要旨】

(H30. 6. 8)

平成29年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）についてであります。本件は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出に、それぞれ6億9,070万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を727億2086万3,000円とするとともに、第2条で繰越明許費の追加、第3条で地方債の変更について、それぞれ、所要の措置を講じたものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正では、地方譲与税及び特別交付税等の交付額確定に伴う、追加交付分、並びに寄附金のほか、2月補正後に生じた退職者の変動に伴う、一般職員退職手当基金繰入金等の追加措置や、学校施設環境改善交付金の交付額内示に伴う、国庫支出金の減額措置等を講じるとともに、歳出では、同交付金を財源といたしております笹原中学校大規模改造、及び防災機能強化事業に係る事業費の財源更正の措置を講じるほか、指定寄附金の追加等に伴う特定目的基金への積立て、退職手当の追加等について、それぞれ、所要の措置を講じたものであります。

次に、第2条、繰越明許費の補正では、道路新設改良事業ほか2事業について、平成30年度に繰り越して使用できるよう追加措置を講じたものであります。

次に、第3条、地方債の補正では先ほど申し上げましたとおり、学校施設環境改善交付金の活用が困難となりましたことから、中学校施設整備事業債について、事業費の財源更正に伴う、地方債の変更の措置を講じたものであります。

以上、その処置に緊急を要しましたので、去る3月30日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、平成29年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本件は、被保険者の増等により、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金が増額となったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月30日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、平成29年度伊丹市病院事業会計補正予算（第3号）についてであります
が、本件は、医学振興等のための寄附金が寄せられたことから、基金への積立措置
を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月30日、専決処
分をもって処置いたしましたものであります。